



2026年1月16日

各 位

会社名 株式会社アブリックス
代表者名 代表取締役社長 倉林 聰子
(コード: 3727、東証グロース)
問合せ先 IR・コーポレート推進部部長 岩井 俊輔
(TEL. 050-3786-1715)

株式会社光通信に対する第三者割当による募集新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2026年1月16日開催の取締役会において、株式会社光通信（以下「光通信社」）を割当先とする第三者割当の方法による新株予約権（以下「本新株予約権」）の発行を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2026年2月2日
(2) 発行新株予約権数	25,000 個
(3) 発行価額	総額 5,575,000 円（新株予約権 1 個当たり 223 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,500,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 調達資金の額	428,075,000 円（注） (内訳) 新株予約権発行分 5,575,000 円 新株予約権行使分 422,500,000 円
(6) 行使価額	1 株当たり 169 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、株式会社光通信に割り当てます。
(8) その他	1. 上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。 2. 新株予約権の行使の条件 ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない ② 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。 3. その他、別紙「株式会社アブリックス第 S-7 回新株予約権発行要項」記載のとおりとする。

（注）上記資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額（5,575,000 円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（422,500,000 円）を合算した金額であります。上記資金調達の額は、本新株予約権の行使価額が調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は、減少する可能性があります。

2. 割当の目的及び理由

(1) 本新株予約権発行の主な目的

当社と光通信社は、2017年11月の合弁会社の設立を契機として両社の協業を開始し、2019年7月には当時光通信社の連結子会社であったスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社を株式交換の方法により当社の完全子会社としたことで、光通信社が当社の筆頭株主になるとともに併せて資本業務提携契約を締結する等、現在まで関係強化に取り組んでまいりました。また、両社にとって新たに価値を生み出すことのできる協業の形についても都度協議を重ねてまいりました。しかしながら、そのような取り組みにも関わらず2024年12月末現在における当社の時価総額は東京証券取引所グロース市場の時価総額基準40億円を下回り、当該基準への不適合状況が続いております。当社としては、現状を改善し、企業価値及び株式価値を持続的に向上させていくためには、事業成長につながる施策への積極的な投資が必要不可欠であるとの認識に至っております。

このような状況を踏まえ、2025年3月より本格的に当社の時価総額を向上させるため資本業務提携先であり筆頭株主でもある光通信社と協議を重ねた結果、2025年8月に当社の時価総額向上のためには、資本業務提携関係をさらに強化し、光通信社との協業をさらに加速させていく必要があるとの結論に至りました。そのために光通信社に対するインセンティブとしての新たな新株予約権を付与及び協業施策のさらなる推進を両社で検討するに至りました。現時点での主な施策としては、当社が提供するリテールメディアプラットフォーム「BRIDGE AD」に関する協業を始めとした、光通信社との資本業務提携関係を基軸としたビジネス推進への取り組みや、また、企業買収に関して豊富な実績と知見を有する光通信グループからM&A支援サービスの提供を受けることによるM&Aやアライアンスの推進等を予定しております。そのうえで当社は、本新株予約権の発行により調達する資金の活用を通じてこれらの施策を推進することで事業成長を実現し、ひいては企業価値・株主価値の向上につなげてまいります。

なお、2026年1月16日に当社と株式会社グローバルキャスト（以下「グローバルキャスト」）の持株会社体制への移行を前提とした株式交換（以下「本株式交換」）に関する適時開示（適時開示名：「株式会社アリックスと株式会社グローバルキャストの持株会社体制への移行を前提とした株式交換に関する最終合意に関するお知らせ」）を行っておりますが、本株式交換については光通信社の子会社である株式会社コア・コンサルティング・グループ（本社：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号、代表取締役 杉田 将夫、代表取締役 川畑 大輔）がファイナンシャルアドバイザーとなっており、これは上記に記載した光通信グループによるM&A支援サービスの一環です。今後も当該株式交換と同様に光通信グループが持つM&Aやアライアンスに関する知見を活かしたM&Aやアライアンスを積極的に実施していく予定です。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 本新株予約権発行の主な目的」に記載した内容を実行するために、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行える点や、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法である点を鑑みて、エクイティ・ファイナンスを実施することにいたしました。その上で、様々なエクイティ・ファイナンス手法の中から選択するにあたり、既存株主の利益に充分配慮するため、株価や希薄化への影響を勘案しながら以下に記載した＜本資金調達方法の特徴＞、＜本資金調達方法のデメリット＞及び＜他の資金調達手法との比較＞の検討結果を踏まえ、本新株予約権の発行による資金調達が、最良の資金調達方法であると判断いたしました。

＜本資金調達方法の特徴＞

① 最大希薄化の固定

発行後の当社株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使による最大増加株式数が固定されていることから、株式価値の希薄化が限定されております。

② 流動性の向上

本新株予約権の権利行使により発行される当社株式が市場で売却された場合、流動性の向上が期待できます。

③ 譲渡制限

割当予定先は、本新株予約権について、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、当社以外の第三者に對して譲渡を行うことはできません。

なお、本新株予約権には下記のデメリットが存在しますが、上記の特徴は、上記「(2) 資金調達方法の選択理由」に記載のように、機動的な資金調達を達成することが可能となること等から、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えています。

＜本資金調達方法のデメリット＞

- ① 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- ② 当社の株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による行使が進まずに結果として本新株予約権の発行による調達額が当初予定した調達金額に満たない可能性があります。
- ③ 本新株予約権の発行は第三者割当の形態であるため、資金調達にあたり広く不特定多数の新規投資家を勧誘することはできず、本新株予約権の発行による資金調達は割当予定先にのみ依存する形となります。

また、当社は、本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達手法との比較検討も行い、その結果、本新株予約権の発行が現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

＜他の資金調達手法との比較＞

- ① 公募増資
公募増資により一度に全株を発行する場合においては、一時に資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化も同時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- ② 株主割当
株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適切でないものと考えています。
- ③ 第三者割当による新株式発行
第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。
- ④ 行使価額修正条項付新株予約権（いわゆる MS ワラント）
MS ワラントにおいては日々の行使価額が前日終値等からディスカウントされるため、機動的な資金調達が期待できますが、その反面行使価額が下方に修正されることや行使により取得した株式の売却が進むことで株価が下落傾向となる可能性があります。
- ⑤ 銀行借り入れ
銀行借り入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため財務健全性の低下につながるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
428,075,000	5,500,000	422,575,000

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（5,575,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（422,500,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及び新株予約権の公正価値算定費用等の合計額であります。

4. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。

なお、「2. 割当の目的及び理由（1）本新株予約権発行の主な目的」に記載したグローバルキャストとの株式交換により行使価額が修正されることはありません。

また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 「BRIDGE AD」に関する協業を始めとした、光通信社との資本業務提携関係を基軸としたビジネス推進	169 百万円	2026年2月～2030年12月
② M&A推進	253 百万円	2026年2月～2030年12月
合計	422 百万円	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は手元余剰資金もしくは銀行預金等で保管する予定です。
2. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本新株予約権につきましては、具体的な行使時期やその払込金額について資金計画に組み込むことは困難ではありますが、「2. 割当の目的及び理由」に記載のとおり、当社の時価総額を向上させるため資本業務提携先であり筆頭株主でもある光通信社との資本業務提携関係をさらに強化し、光通信社との協業をさらに加速させていくためのインセンティブ付与であり、上記差引手取概算額 422,575,000 円は、「2. 割当の目的及び理由」に記載した「BRIDGE AD」を始めとする光通信社との協業推進、また、光通信グループから M&A 支援サービスの提供を受けることによる M&A やアライアンスの実行に要する資金に充当する予定です。具体的には、本新株予約権の発行により調達した資金は、①「BRIDGE AD」を始めとした光通信社との協業推進施策と、②当社グループの成長を早期に加速させるための M&A 推進施策に充当していく予定です。①については、今後当社では「BRIDGE AD」を用いた顧客向けのリアルタイム販促や来客促進サービスの強化、またユーザー行動履歴を活用したデータマーケティングサービスの強化に加えて、顧客企業の販促効果向上やマーケティング投資対効果の最大化を支援するとともに、「BRIDGE AD」の提供価値及び競争優位性を高めることができると考えております。本資金は、当該方針のもと光通信社との協業においては光通信グループが提供する BtoC サービスとの連携に必要となるシステム開発コストや、営業や開発体制を拡充するにあたり人員採用コスト等に優先的に充当してまいります。これにより、協業施策の立ち上げスピードを高め、早期のサービス展開および収益化を図ることで、当社グループ全体の成長を加速させることができると考えております。

そのうえで、現時点では具体的な検討には至っていないものの、今後光通信社とは「BRIDGE AD」以外の協業についても進めていく予定であり、それらの今後光通信社と取り組む協業施策についても充当していく方針です。また②については、光通信グループが提供する M&A 支援サービスを利用する予定であることからまずその費用に充当します。加えて、当社では「BRIDGE AD」等のプラットフォームビジネスを伸ばしていく方針であり、M&A を検討するにあたりそのような当社のプラットフォームビジネスと親和性のある SaaS 提供企業や通信サービス提供企業等との M&A を第一優先に考えており、そのような企業との M&A を実施するにあたり発生するデューデリジェンス費用や弁護士費用、また評価価値算定費用等の必要費用に充当していく予定です。

なお、本新株予約権の行使については割当予定先の意向により決定され、当社ではその行使の時期や規模感については関与できるものではないことから、割当予定先の行使により調達した資金はこれらの施策の待機資金として確保していく、協業施策や M&A の実施の都度これらの待機資金を充当していくとともに、不足分は当社の余剰資金から手当していく方針です。なお、②について、M&A が実施されなかった場合、また M&A を実施した結果充当した資金が予定充当額を下回った場合は、その残額について社内体制の拡充に必要となる人員採用等の費用に充当していく方針です。

当社では上記のとおり充当資金を有効に活用することでこれらの施策の実行を確実にかつ早期に実施し、ひいては企業価値及び株主価値の向上につなげていけるものと考えております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与

するものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、第三者評価機関である GALAP 税理士法人（東京都千代田区内神田二丁目 15 番 2 号 代表社員 小形聰）が、当社の本新株予約権の発行要項を考慮し、本新株予約権の決議日前営業日の当社普通株式の株価終値（169 円）、行使価額（169 円）、権利行使期間（5 年）、ボラティリティ（50.791%）、無リスク利子率（2.182%）、配当利回り（2.071%）として、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる公正価値の算出の結果、本新株予約権 1 個あたりの発行価格を 223 円とすることといたしました。なお、本新株予約権の払込金額の算定にあたり、「2. 割当の目的及び理由（1）本新株予約権発行の主な目的」に記載したグローバルキャストとの株式交換により発生する希薄化の影響は考慮しておりません。

また、本新株予約権の行使価額については、既存株主の皆様に与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値行使価額とすることで合意がなされ、169 円が行使価額となっております。

上記の通り、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関である GALAP 税理士法人が新株予約権の発行価格の算定手法として、一般的なオプション価格算定モデルである多変量数値解析法を用いて公正価値を算定しており、当該第三者機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、また、行使価額につきましても、発行決議日前日終値の 100% であることから、本新株予約権の払込金額及び行使価額は、適正かつ妥当な価額であり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株予約権の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により、本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、全監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）からは、GALAP 税理士法人は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、GALAP 税理士法人は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、GALAP 税理士法人による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関する GALAP 税理士法人から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断でき、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該払込金額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数は 2,500,000 株であり、議決権の数は 25,000 個であります。よって、全ての本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、2025 年 6 月 30 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 21,886,130 株に対し 11.42%（2025 年 6 月 30 日現在の議決権総数 216,450 個に対し 11.55%）となっております。

当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、本開示の項目に記載したとおり、東京証券取引所グロース市場における時価総額基準に不適合の状況であるため、早期にこのような状況を打開するため企業価値や株主価値を向上させていくことが急務の中、長年に渡り協業関係であり、また当社の資本業務提携先及び筆頭株主である光通信社に対して、このような関係性を踏まえ今後当社の企業価値等を向上していくにあたりインセンティブとして付与するものであり、ひいては当社企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えていることから、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社光通信		
(2) 所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和田 英明		
(4) 事業内容	電気・ガス事業、通信事業、飲料事業、保険事業、金融事業、ソリューション事業、取次販売事業		
(5) 資本金	54,259百万円 (2025年3月31日現在)		
(6) 設立年月日	1998年2月5日		
(7) 発行済株式総数	44,269,642株 (2025年3月31日現在)		
(8) 決算期	3月末日		
(9) 従業員数	(連結) 4,861名 (2025年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	-		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持分比率 (2025年3月31日現在)	有限会社光パワー : 29.02% 野村信託銀行株式会社 : 10.25% (信託口2052286) 株式会社鹿児島東インド会社 : 7.52% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) : 7.26% 合同会社光パワー本家 : 5.36% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) : 3.01% 重田康光 : 2.73% 玉村剛史 : 2.42% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 : 1.23% (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 合同会社光パワーZ : 0.91% (2025年3月31日現在)		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	2025年6月30日時点で光通信社は、子会社を通じて保有する株式を含め、当社株式を合計2,192,057株保有しております。	
	人的関係	-	
	取引関係	2019年7月24日付で当社と光通信社間で資本業務提携契約を締結しております。	
	関連当事者への該当状況	-	
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円。連結。特記しているものを除く。)			
決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
資本合計	598,311	819,249	943,569
資産合計	1,691,949	2,078,956	2,371,026
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	12,773.00	17,906.68	20,845.16
売上収益	643,984	601,948	686,553
営業利益	86,615	94,546	105,036
親会社の所有者に帰属する当期利益	91,345	122,225	117,523

基本的 1 株当たり当期利益 (円)	2,037.65	2,753.52	2,671.18
1 株当たり配当金 (円)	545.00	638.00	661.00

なお、当社は同社が東京証券取引所に提出した 2025 年 6 月 30 日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、当社所定の反社会的勢力との関わりについての審査結果等により、同社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力等が同社の経営に関与している事実、同社並びに同社の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、同社並びに同社の役員及び主要株主が意図して反社会的勢力等と交流を持っている事実は一切ないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、当社は時価総額において低迷が続いている、東京証券取引所グロース市場における時価総額基準に不適合の状況であるため、早期にこのような状況を開拓するため企業価値や株主価値を向上させていくことが急務となっております。そのうえで、光通信社については 2017 年の合弁会社設立以来長年に渡り協業関係であり、また当社の資本業務提携先及び筆頭株主であることから、このような関係性を踏まえ、今後当社の企業価値等を向上していくにあたり最適なビジネスパートナーとして考えられる光通信社に対してインセンティブとして本新株予約権を付与することで、両者の協業関係をより推進することが可能となり、ひいては時価総額の早期の向上に資するものであると判断したことから、光通信社を割当先として選定するに至りました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、光通信社から、本新株予約権は譲渡せず、また本新株予約権行使により交付される株式は長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものと定めております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、光通信社について、同社の第 38 期有価証券報告書(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)及び同社の第 39 期半期報告書(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)に基づき経営成績及び財政状態を確認しております。

以上により、同社の資金等の状況については、当社への払込日時点において要する資金については特段問題がなく、本新株予約権の発行についての払込みに関して確実性があるものと判断しております。

7. 大株主及び持株比率

募集前 (2025 年 6 月 30 日現在)	持株比率	募集後	持株比率
株式会社光通信	5.04%	株式会社光通信	14.77%
光通信株式会社	4.97%	光通信株式会社	4.46%
チャールズ レーシー	3.92%	チャールズ レーシー	3.52%
楽天証券株式会社	3.82%	楽天証券株式会社	3.43%
株式会社 S B I 証券	2.80%	株式会社 S B I 証券	2.51%
三菱UFJ e スマート証券株式会社	2.32%	三菱UFJ e スマート証券株式会社	2.08%
小西 正彦	1.56%	小西 正彦	1.40%
星川 輝	1.56%	星川 輝	1.40%
熊谷 正昭	0.94%	熊谷 正昭	0.84%

金子 元良	0.91%	金子 元良	0.82%
-------	-------	-------	-------

- (注) 1. 持株比率は 2025 年 6 月 30 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
 2. 持株比率は小数点第 3 位を四捨五入しております。
 3. 上記の「募集後」における「持株比率」は、本新株予約権を割当先である光通信社が全て行使した場合に増加する株式数を加算し算出しております。

なお、「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、当社では本日 2026 年 1 月 16 日に当社とグローバルキャストの株式交換に関する適時開示を行っております。当該株式交換は 2026 年 3 月に開催予定の当社定時株主総会で承認を得たうえで 2026 年 4 月 1 日を効力発生日として実施される予定であり、予定どおり当該株式交換が実施された場合の大株主の状況は、2025 年 6 月 30 日時点の当社株主名簿、及び本適時開示提出日現在におけるグローバルキャストの株主名簿を基準とした場合、以下のとおりとなります。

＜参考情報：グローバルキャストとの株式交換実施後における大株主の状況＞

氏名又は名称	持株比率
川口 英幸	20.12%
株式会社 NEO INNOVATION	16.83%
株式会社光通信	7.41%
株式会社フューチャーエステート	3.67%
株式会社リンクアンドモチベーション	2.94%
光通信株式会社	2.23%
チャールズ レーシー	1.76%
楽天証券株式会社	1.72%
株式会社 SBI 証券	1.26%
株式会社エネコム	1.10%

- (注) 1. 上記は、当社における 2025 年 6 月 30 日現在の株主名簿、及びグローバルキャストにおける本適時開示提出日現在の株主名簿を基準としたうえで、グローバルキャストとの株式交換を実施したとする仮定に基づいて記載しております。また、本株式交換の実施にあたっては、グローバルキャストが現在取締役及び従業員に対して発行している新株予約権（以下「グローバルキャスト新株予約権」）について、本株式交換後に実質的に同一の条件となる新株予約権の目的である株式の数を本株式交換比率に応じて調整した当社の新株予約権を、基準時におけるグローバルキャストの各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わり、同数の割合をもって割当て交付する予定であり、上記の株主名簿における持株比率は、当該当社が発行予定のグローバルキャスト新株予約権がすべて行使されたとする仮定に基づいて算出しております。
 2. 川口英幸氏は、グローバルキャストの代表取締役社長及び筆頭株主です。
 3. 株式会社 NEO INNOVATION は、川口英幸氏の資産管理会社となります。また、株式会社 NEO INNOVATION、株式会社フューチャーエステート、株式会社リンクアンドモチベーション、及び株式会社エネコムは、グローバルキャストの株主であり、それらの「持株比率」は、本株式交換に際して当社から交付を受ける予定の株式数を考慮してそれぞれ算出しております。
 4. 株式会社光通信の上記「持株比率」は、本新株予約権を全て行使した場合に増加する株式数を加算し算出しております。

8. 今後の見通し

本新株予約権により、割当先である光通信社との資本業務提携関係が強化され、ひいては業績向上や企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。

ただし、本件が当社連結業績に与える影響については精査中であり、今後当社連結業績に大きな影響を与えると考えられる事象が発生した場合は、適宜開示してまいります。

9. 企業行動規範上の手続き

企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結、単位：千円）

決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上収益	3,496,572	3,761,038	3,707,278
事業利益（※）	104,604	260,720	227,043
営業利益	90,164	321,356	218,349
親会社の所有者に帰属する当期利益	185,661	336,036	157,083
基本的1株当たり当期利益（円）	8.39	15.17	7.18
1株当たり配当金（円）	—	—	3.05円
1株当たり純資産（円）	99.52	115.06	119.25

※ 「事業利益」は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年1月16日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	21,936,130株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	470,000株	2.14%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始値	231円	190円	144円
高値	126円	204円	282円
安値	126円	98円	122円
終値	185円	144円	160円

② 最近6か月間の状況

	2025年8月	9月	10月	11月	12月	2026年1月
始値	149円	220円	225円	178円	178	162
高値	282円	261円	234円	183円	178	170
安値	145円	175円	173円	167円	158	159
終値	212円	184円	177円	177円	160	169

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

2. 2026年1月の株価は、本新株予約権発行決議日前日の2026年1月15日時点の株価となります。

③ 発行決議日前営業日における株価

2026年1月15日現在	
始 値	165円
高 値	169円
安 値	165円
終 値	169円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙のとおり

以 上

株式会社アリックス第S-7回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アリックス第S-7回新株予約権（第三者割当）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2026年2月2日

3. 割当日

2026年2月2日

4. 払込期日

2026年2月2日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社光通信に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,500,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）、又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「合併等」という。）を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る株式分割、株式併合、又は合併等の効力発生日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割

当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

25,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 223 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金 169 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の調整

(1) 本新株予約権の本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(2) ①当社が、時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）を行う場合、又は、当社が時価を下回る価格で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行株式数} + \text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \times \text{1 株当たりの払込金額}}{\text{1 株当たりの時価}}$$

②行使価額調整式で使用する 1 株あたりの時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①当社の合併等（本項各号に別途定める場合を除く）のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 行使価額の調整を行うとき、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年2月2日から2031年2月1日までとする。

12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第16項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第17項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第16項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

14. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとし、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできないものとする。

15. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

16. 行使請求受付場所

株式会社アプリックス IR・コーポレート推進部

17. 払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 高田馬場支店

18. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

19. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上